

4 社団法人青い森農林振興公社

1 法人の概要

(平成 21 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 一戸 洋次	県所管部課名	農林水産部 構造政策課
設立年月日	昭和 46 年 4 月 13 日	出 資 金	10,200 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	5,100 千円	50.0%
	弘前市	360 千円	3.5%
	つがる市	340 千円	3.3%
	青森市	260 千円	2.5%
	十和田市	260 千円	2.5%
	五所川原市	240 千円	2.4%
	八戸市	220 千円	2.2%
	東北町	200 千円	2.0%
	青森県信用農業協同組合連合会	200 千円	2.0%
	むつ市	180 千円	1.8%
	組 織 構 成	区 分	人 数
理 事		14 名	1 名
監 事		2 名	0 名
職 員		49 名	29 名
備 考	県OB 1 名		
業 務 内 容	農地保有合理化事業、分収造林事業、青森県酪農振興センターの管理運営事業等		
経営状況 (平成 20 年度)	経常収益	2,722,963 千円	(その他参考)
	経常費用	2,716,212 千円	県からの補助金
	当期経常増減額	6,751 千円	県からの無利子借入金
	当期一般正味財産増減額	6,488 千円	県からの受託事業収入
			県の損失補償
		14,602,893 千円	

2 沿革

当法人は、昭和 46 年 4 月に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成 15 年 4 月に、財団法人青い森振興公社(平成 15 年 3 月解散)の分収造林事業及び林業労働力確保事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

なお、青森県酪農振興センターについては、平成 18 年 4 月から指定管理者制度が導入されているが、当法人が指定管理者に指定され、引き続き管理運営を行っている。

3 課題と点検評価

平成20年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 分収造林事業の欠損見込額縮小のための適切な対応

分収造林事業（当法人と森林所有者が分収造林契約を結び、当法人がスギ等を造林し、下刈、間伐等の適切な保育管理を行い、将来伐採したときにその収益を当法人と森林所有者とで分収する事業）は、当初、収益事業として始まったものであるが、現在では、事業の収支条件が大幅に変化し、収益事業として存続することはもはや困難な状況にあり、平成19年3月に知事に提出された「青森県分収造林のあり方検討委員会最終報告書」においても県行造林への移行が提言されている。

こうした経緯を踏まえ、平成20年度の報告書では、「分収造林事業を巡る国等の動向について注視しつつ、分収造林事業を県行造林へ移行した場合における県民負担の状況等と併せ、分収造林事業のあり方について県としての方向性をできるだけ早期に県民に説明すべきである」ことを提言していた。

また、平成20年度に行われた分収造林事業の長期収支試算によると、経営期間最終年度の平成68年度において約276億円の欠損が生じる見込みとなっていたことから、「経費削減の徹底及び収入確保対策の推進を図り、最終的な欠損見込額の縮小に努めること」を提言していた。

これらの分収造林事業に関する提言への取組状況については、次のとおりである。

ア 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行

県の分収造林事業を担当する林政課からは、県行造林への移行について、県としては今後の抜本的対策の有力な選択肢の一つとして認識し、現在、県行造林に移行する際の課題について検討しているが、昨年度中に、国において、第三セクター等の整理や再生に必要となる経費について起債対象とする特例措置の検討を開始したこと、昨年11月に、国が「林業公社の経営対策等に関する検討会」を創設し、利子負担の軽減策等について、具体的な検討を進めたこと、などの動きがあったことから、これらの動向は、分収造林事業の今後のあり方を判断する上で極めて重要であるため、それらの検討内容を注視してきたとの説明があった。また、今年度は、6月に「林業公社の経営対策等に関する検討会」から公社を存続又は廃止する際の起債措置の活用や、公社借入金の利子負担軽減など、公社の経営改善対策に関する国の支援の方向性が示されたものの、具体的な内容等については、引き続き国と地方が協議していくこととされたことから、今後示される支援策の内容を見極め、県民負担の最小化の視点を持ちつつ県としての方向性を明らかにしていく、との説明があった。

イ 分収造林事業の欠損見込額縮小に向けた経費削減の徹底及び収入確保対策の推進

平成21年8月に試算した「長期収支見通し」を見ると、欠損見込額が約307億円となり、平成20年度に試算した欠損見込額約276億円に比べると約31億円の拡大となっている。

当法人からは、その主な理由として、昨年9月以降の世界同時不況の影響を受け、国内の住宅着工戸数が大幅に減少し、それに連動して木材価格も大きく下落したことが挙げられるとの説明があった。

また、当法人からは、経費の削減策として、森林の持つ公益的機能の維持発揮が求められている中であっても、これまで事業の見直し、事業量の削減等を実施してきており、林業施業上限界に近づいているものの、債務を少しでも抑制するため、1回目の間伐作業（切捨て間伐）について、作業内容が類似し、かつより安価な除伐作業の歩掛りを用いて事業費を積算することにより発注コストの削減を図るなど、現在の森林整備の水準を維持しながら、より経済的に事業を進めるよう工夫を重ねていることや、青森県森林組合連合会が輸送コストの削減を目的として輸送船

をチャーターして進めている「海上輸送」にも積極的に参画するなど、間伐材の販路拡大にも取り組んでいるとの説明があった。

当委員会としては、当法人が分収造林事業により整備してきた森林資源は、木材の生産機能に加え、貯水、洪水緩和、土砂崩れの防止、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収など多くの公益的機能を有していることは認識できるが、当法人の分収造林事業が将来の県民に多大な負担を強いものであるとはならず、長期収支見通しによる欠損見込額の縮小に努め、県民負担を最小化する必要があることから、分収造林事業の定期的な長期収支試算及び分収林の果たす重要な機能等に関する情報を公表・提供し県民から広く理解を得ながら、人件費のさらなる削減を含む経費削減の徹底及び収入確保対策の推進、更には、県行造林への移行を含むあらゆる方法を検討し、適切に対応する必要がある。また、林政課からのコメントにもあるように、作業発注方法について国から競争入札推進の指導があったことから、その具体的方法の検討に着手し、コスト削減に取り組むことも必要である。

なお、県行造林への移行及び県への債務継承を提言した「青森県分収造林のあり方検討委員会」の最終報告書が提出（平成19年3月）されて2年以上が経過したことを考慮すれば、当委員会の基本的な考え方としては、分収造林事業を県行造林へ移行した場合における県民負担の状況等と併せ、分収造林事業のあり方について県としての方向性をできるだけ早期に県民に説明すべきであると考え。ただし、今後の国と地方の協議によって示される支援策の内容が県民負担の軽減につながる可能性があるとするれば、当面はその動向を見極める必要もあると考えられる。

(2) 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消

当法人の経営健全化のためには、滞納小作料及び長期保有農地の解消と新規発生防止が課題となっていた。当法人においては、これらの課題に対し、平成19年度から新たな保証金・保証人制度を導入し、滞納小作料及び長期保有農地の発生防止に努めているとともに、引き続き債権管理・回収専門員2名と現地駐在員2名を配置し定期的に巡回・交渉を行ったほか、法的手続を7件実施し、滞納小作料及び長期保有農地の解消に努めている。

その結果、平成18年度から平成20年度までにおける滞納小作料及び長期保有農地の状況は、次のとおりとなっており、平成20年度は、滞納小作料及び長期保有農地ともに、新規発生よりも解消が多く、平成18年度以降、金額ベースで前年度よりも着実に減少している。

【滞納小作料の状況】

(単位：人、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		損失処理		期末	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成18年度	95	196,775	75	37,107	47	26,454	4	2,628	88	183,495
平成19年度	88	183,495	76	31,482	38	23,475	2	1,638	79	173,850
平成20年度	79	173,850	66	23,342	32	19,060	3	4,986	77	164,582

滞納小作料の人数について、期中における増減が期末の数字に反映されない理由は、滞納金額に付随する滞納者数をそれぞれ計上しているためである（例えば、滞納者が期中において滞納額の一部でも償還すれば解消人数を1人として計上するが、この場合は期末時点でもなお滞納額が残っているため、期末においても滞納者として計上している。次の長期保有農地の件数についても、同様の理由から期中における増減が期末の数字に反映されていない。）。

【長期保有農地の状況】

(単位：件、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		期末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成18年度	44	520,824	13	130,114	5	63,503	36	454,213
平成19年度	36	454,213	15	160,586	2	22,794	23	316,421
平成20年度	23	316,421	9	181,863	6	68,480	22	203,038

農村会計のうち農地保有合理化事業等一般会計については、当期一般正味財産増減額が平成17年度 154,276千円、平成18年度 176,213千円と2年続けて大幅なマイナスとなったが、先に述べた長期保有農地の解消や一時貸付用地の売却、滞納小作料の回収が進んだことにより、平成19年度は27,354千円にとどまり、平成20年度は9,707千円の黒字化を達成したところである。

【今後5年間の一般正味財産増減額の見込み】

(単位：千円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
当期一般正味財産増減額	3,038	17,172	5,868	5,857	9,527
一般正味財産期末残高	147,714	130,542	124,674	130,531	140,058

今後の滞納小作料及び長期保有農地の発生及び解消次第では、将来において一般正味財産がマイナスとなり、農地保有合理化事業の継続に支障を来すおそれも否定できないものの、滞納小作料及び長期保有農地の解消及び発生防止に関する当法人の取組については、昨年度に試算した一般正味財産増減額の見込みと比較しても改善されており、高く評価できるものである。この成果の大きな要因となった国の「農地保有合理化緊急売買促進事業」については、平成22年度までの実施期間において積極的に活用するほか、リスク回避対策や債権回収対策を引き続き徹底することにより、滞納小作料及び長期保有農地の解消及び発生防止が更に促進されることを期待したい。

また、当法人からは、これまで農地保有合理化事業の一時貸付事業については長期保有農地の発生リスクが高いため、平成17年度から事業量を毎年度2haずつ減らしながら事業規模を縮小し、リスク軽減を図ってきたが、本事業に係る収入は当法人の自主財源となるものであり、今後の法人経営の安定化、経営基盤の強化の観点からは、リスク軽減策とは言え事業規模を一律に減じたままでは今後の法人経営が成り立たなくなるおそれがあり、また、担い手農家や農業委員会から本事業に対する継続等の要望が寄せられているとの事情説明があった。このため、これまで行ってきた一律2haずつ削減することについては、これを取り止めるとともに、農家が本事業を利用し易くするための貸付期間の5年間から10年間への延長と、当法人の収入を確保するための一時貸付手数料の見直しを検討していること、そして、本事業を今後推進していくに当たっては、これまで蓄積してきたリスク回避対策をさらに見直しながら行うことで、当法人の収入を安定的に確保し、経営基盤の確立及び持続可能な法人運営を実現していきたいとの説明があった。

当委員会としては、当法人の経営基盤の強化と安定的な法人運営が期待できるのであれば、事業規模縮小を廃止したことや、貸付期間の延長及び貸付手数料の見直しを検討することに意義はあると考えるが、本事業の貸付期間の見直しにより10年後の売却リスクが増大することには留意する必要がある。例えば、10年間の貸付けに当たっては、中間年以降において貸付先の経営内容を検討し、事業の継続を見直す等の契約条項を加える、又は保証金の増額や定期的な貸付先の情報入手を行う等によりリスク軽減対策を徹底する必要がある。

いずれにしても、当法人が自主財源を安定的に確保するために様々な努力を払っている経営姿勢は評価されるべきであり、こうした取組が当法人の経営基盤の強化と安定的な法人運営に結びつくことを望むものである。

(3) 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施

青年農業者等育成センター事業については、全体的に計画に対する実績が低いので、平成20年度の報告書では、「本事業について一層の周知徹底に努め、より効果的かつ効率的な事業の実施に取り組むこと」を提言していた。

この点について、当法人から、ホームページの充実や農業雑誌、求人雑誌等で事業のPRに努めたほか、首都圏で開催される就農相談会や県内市町村の農業祭、農業高校に出向いての就農相

談会等を実施した結果、相談件数等は平成19年度の126件に対し、平成20年度は267件と大幅に増加したことの説明があった。また、平成20年度は、ホームページに農業生産法人の求人情報等の掲載や農業法人等合同就職面接会の開催等により県内農業生産法人への就職が11件成立したことが報告された。一方で、就農支援資金や新規就農促進資金の平成20年度の需要実績は、ほぼ前年度並みとなっており、平成20年度当初の計画に対し下回る実績となっていることが報告された。

当センター事業の積極的な活動により、相談件数及び農業生産法人等への就職斡旋件数は大幅に増加した一方で、新規就農等に係る貸付金額は伸び悩んでいることから、今後ともより効果的・効率的な事業の実施に努め、実績に結びつけて欲しい。